

阿波おどり事業評価委員会について

1 目的

翌年度以降の阿波おどりをより良いものにしていくために、阿波おどり事業を外部の視点で客観的に評価できる評価機関を設置し、今年度の阿波おどり事業を検証するもの。

2 設置要綱及び委員

別紙「阿波おどり事業評価委員会設置要綱（案）」のとおり

3 開催スケジュール（予定）

【第1回】令和元年10月8日（火）

【第2回】令和元年11月上旬

【第3回】令和元年11月中旬

4 評価委員会に諮問する議題（事務局案）

運営協議会からの意見、一般客アンケート及び共同事業体の検討事項を踏まえ、来場者や踊り手、地域住民などへの影響が大きい次の事項について諮問する。

- (1) チケット関係
- (2) 演舞場関係
- (3) おどり連関係

諮問事項	主な検討項目
1 チケット関係	<p>ア 料金体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 時 30 分以降の格安設定（運営） ・ 柔軟な価格設定が必要（共同） <p>イ 販売方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行代理店の商品造成時期を意識した販売が必要（運営） ・ もう少し早い時期から売り出すべき（運営） ・ 当日券売り場を増やしてほしい（一般）
2 演舞場関係	<p>ア 開催時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜遅くまで繁華街で踊ることは控えてほしい（一般） ・ 演舞場は開始時間が遅い（一般） ・ 団体ツアーを踏まえた開催時間の検討が必要（共同） <p>イ 演舞場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑踏が偏っており危険（運営） ・ 輪踊りのエリアを複数設置する（運営） ・ 屋台が通行を妨げている（一般） ・ 演舞場や公演日により参加連数に大きな差がある（共同） <p>ウ プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総おどりは圧巻だった（一般） ・ 人気のある総おどりを収容人数の少ない紺屋町で行う必要があるのか（共同） ・ プレミアム演舞場の連の確保が難航した（共同）
3 踊り連関係	<p>ア 張り付け方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有名連認定の基準を明確にすべき（運営） ・ 有名連の定義づけに疑問の声が多数寄せられた（共同） ・ 会社や大学などが多すぎでつまらなかった（一般） ・ 有料演舞場の企業連が多すぎる（一般） <p>イ 参加費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加費 5 千円は大学生には厳しい（運営） ・ 有名連と一般連は同じ参加費で良い（運営） ・ 参加費の管理が非常に難しい（共同）

注) 「運営」は阿波おどり運営協議会の意見、「一般」は一般客アンケート中の意見、「共同」はキョードー東京共同事業体の検討項目中の意見。

阿波おどり事業評価委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 評価委員会は、課題について専門の見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

（組織）

第3条 評価委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

（任期）

第4条 委員の任期は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、再任を妨げない。ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。

2 本要綱の制定年度に限り、前項の規定にかかわらず委員任期の開始日を本要綱の施行日とする。

（委員長等）

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 評価委員会の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

（その他の事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

別表

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
加渡 いづみ	四国大学短期大学部ビジネス・コミュニケーション科 教授
河野 匡哉	後藤会計事務所 公認会計士
清水 理	本家大名連 連長
杉田 弘樹	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部徳島地区委員会 委員長
長井 定明	徳島文理大学短期大学部学部長 教授
山本 啓司	城東法律事務所 弁護士